

条 例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十六号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の三第一項中「（次条）」の下に「並びに第十八条の二第一項第二号及び第二項第二号」を加える。

第十八条の二を第十八条の三とし、第十八条の次に次の一条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出をした学校職員等に対する意向確認等）

第十八条の二 教育委員会は、学校職員が当該学校職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該学校職員（以下この項において「第一項申出学校職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 第一項申出学校職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求等に係る第一項申出学校職員の意向を確認するための措置

三 この項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する第一項申出学校職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る第一項申出学校職員の意向を確認するための措置

2 教育委員会は、三歳に満たない子を養育することを申し出た学校職員（以下この項において「第二項申出学校職員」という。）に対して、県教育委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 第二項申出学校職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る第二項申出学校職員の意向を確認するための措置

三 第二項申出学校職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する第二項申出学校職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想され

る職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る第二項申出学校職員の意向を確認するための措置

- 3 教育委員会は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 教育委員会（学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第一号に掲げる学校職員については埼玉県教育委員会を、同条第二号に掲げる学校職員については市町村の教育委員会をいう。）は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前においても、改正後の第十八条の二第一項及び第二項の規定の例により、同条第一項各号及び第二項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同条の規定により講じられたものとみなす。